

社会福祉法人見附市社会福祉協議会小型リフト付きバス使用要綱

(平成11年2月3日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、見附市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する小型リフト付きバス（以下「リフトバス」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第2条 リフトバスを使用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 歩行不可能で、車椅子を利用している者
- (2) その他、見附市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が適当と認めた者

(使用許可の制限)

第3条 会長は、次の各号の一に該当するときは、リフトバスの使用を許可しない。

- (1) リフトバスを損傷する恐れがあると認められるとき。
- (2) リフトバスの使用により営業行為を行おうとするとき。
- (3) 利用者の資格がない（本会の自動車保険加入による資格に適合する者）等管理上不適当と認められたとき。

(登録)

第4条 リフトバスを使用しようとする者は、予め会長にリフトバス使用登録申請書（様式第1号）を提出し、登録を受けなければならない。

2 登録に際し、登録手数料として本会に3,000円を納入しなければならない。

(登録手数料の減免)

第5条 会長は、特に必要があると認めるときは、登録手数料を減免することができる。

(使用手続)

第6条 リフトバスを使用しようとする者は、予め本会に使用の可否を確かめたうえ、使用許可申請書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用許可申請書は、使用する日の2月前から7日前までに提出しなければならない。ただし、会長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第7条 会長は、使用を許可したときは、申請者に通知しなければならない。

(使用料)

第8条 リフトバスの使用に要する費用は、無料とする。ただし、リフトバスの使用にかかる有料道路使用料金及び駐車料金等については、使用者の負担とする。

(目的外使用の禁止)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し)

第10条 会長は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対し使用の許可の取消し、又は使用を中止させることができる。ただし、この場合において使用者に損害が生じても、会長はその損失を補償しない。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 会長が管理上特に必要があると認めたとき。

(運転者)

第11条 リフトバスは使用者の家族が運転するものとする。ただし、家族に運転できる者がいない場合には、本会に運転を依頼することができる。

2 前項の規定により、運転の依頼を受けた場合は、運転ボランティア等にリフトバスの運転を依頼するものとする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、リフトバスを損傷又は滅失したときは、会長が定める額を賠償しなければならない。

(添乗者)

第13条 使用者は、リフトバスの運行に際し、安全を考慮し状況により添乗者を同乗させなければならない。ただし、運転ボランティアに依頼する場合は、添乗者を1名同乗させなければならない。

(報告)

第14条 使用者は、リフトバスを使用後、直ちに走行距離及びリフトバスの異常の有無等を本会に報告しなければならない。

2 使用者は、事故を起こさないように努めるとともに、事故を起こした場合は、すみやかに本会に報告しなければならない。

(注意事項)

第15条 使用者は、次に掲げる事項について細心の注意を払わなければならない。

- (1) リフトバスの保全及び美化に努めること。
- (2) リフトバスを運転しようとする者は、運転前にその操作について十分研修を受ける等、安全運転に努めること。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。